

質問回答書

回 答 日	平成25年 9月 9日(月)
提 案 書 締 切 日	平成25年 9月30日(月)
事 業 名	公共施設の「屋根貸し」による太陽光発電事業
事 業 場 所	薩摩川内市公共施設
回 答 者	新エネルギー対策課

次のとおり回答します。

質 問 事 項		回 答
1	賃貸借契約書は、市のひな型があるのか。	賃貸借契約書ではなく、事業実施に関する協定書の市のひな型があります。本事業を実施することを決定された事業者は、この協定を締結したうえで、行政財産の使用許可の手続きを経て事業を行うこととなります。
2	薩摩川内市内で事業を行っており、代表者個人で応募したいが、住所が市外にあるので応募できるのか。	個人での応募はできません。ただし、法人であれば市内に事業所があれば応募できます。
3	施設の図面を持って行って現場を見たいが、図面は借用できないのか。	図面の保管場所での閲覧はできますが、原則、貸出はできません。
4	甌島地域は、再生可能エネルギーの買い取りはしないのではないのか。	甌島の施設が事業実施施設として採用されれば、九州電力との協議をしていただくこととなります。
5	使用料の提案単価は、審査時の判断に大きく左右するのか。	提案単価も含め、企画提案内容を総合的に審査して判断します。
6	共同企業体の役割分担の比率に制限はあるのか。	構成員の役割分担が明確にされており、構成員の1社以上が総合的な事業遂行能力を有していることとしています。
7	経営状態が良い事業者と悪い事業者が共同企業体を構成する場合、審査に影響はあるか。	事業者の経営状態も含め、審査基準の中で総合的に審査します。
8	共同企業体を構成する場合、関連子会社と構成してもよいのか。	応募資格の要件を満たせば、関連子会社と構成することについては問題はありません。
9	市外の単独の事業者は、公募に参加できるか。	単独法人の場合は、薩摩川内市内に事業所がないと参加できません。ただし、市内事業者と共同企業体を構成すれば公募に参加できます。
10	応募する場合、対象施設全部で事業を実施しないといけないのか。	対象施設の中から発電設備の設置を希望する施設(複数可)を選択していただくこととなります。

質問回答書

回 答 日	平成25年 9月 9日(月)
提 案 書 締 切 日	平成25年 9月30日(月)
事 業 名	公共施設の「屋根貸し」による太陽光発電事業
事 業 場 所	薩摩川内市公共施設
回 答 者	新エネルギー対策課

次のとおり回答します。

質 問 事 項		回 答
11	単独法人で応募する場合、市内に事業所を設置してから何年以上という規定はないのか。また、今回、事業所を設置してもよいのか。	市内に事業所を有すれば応募できます。
12	単独法人で市内に事業所(事務所)はあるが、職員が常駐していなくても応募できるか。	市内に事業所を有すれば応募できます。
13	使用料は、パネル設置部分のみと考えてよいか。	使用料の算定について対象となる面積は、太陽電池アレイ及び高圧受変電設備などの関連周辺機器等を含む発電設備の水平投影面積(真上から見たときの面積)とし、間隔を開けて設置する場合は、その隙間の面積も含むものとします。
14	高圧受変電設備の用地は、確保できるか。	高圧受変電設備用地の確保の可否については、図面や現地調査等により、事業者ご自身で判断していただきます。
15	屋根の老朽化で、太陽光パネル設置の時点で既に雨漏りの可能性がある屋根面に関しては、防水の範囲や費用はどうすればよいのか。	発電設備設置時及び事業期間内に必要な屋根面の防水性能は、すべて事業者の責任と負担において確保していただきます。
16	資金調達に関して、地元金融機関から融資を受ければ、金利が低いなど何か優遇措置があるのか。	地元金融機関からの融資に関して、金利が低いなどの優遇措置はありません。融資については、事業者において金融機関と協議していただくこととなります。
17		
18		
19		
20		